

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>今回、監督指針に「取引データの保存・報告の態勢整備」が新設されたことを歓迎するが、以下の点を確認させていただきたい。</p> <p>(1) インターネットによる店頭 FX 取引は、取引所 FX 取引と異なり、顧客と業者の利害が反比例する関係にある中、サイトの運営や取引レートの提示等取引のインフラは専ら業者側が担っているため、業者には、例えば相場急変時に顧客が自らの建玉の決済注文を円滑に履行できる態勢を整備しておく等の利益相反管理の態勢整備が求められると考える。</p> <p>しかし実際は、相場急変時の取引画面に表示されているレートで発注しても、「レートが無効」「ただ今の時間は注文を受け付けられない」等の名目で実質的な約定拒否を行う業者が存在する。「取引データの保存・報告の態勢」とは、約定履歴に加え、取引画面で顧客に提示していたレートや、取引画面における顧客への説明の内容(約定ができない場合のその説明状況等)も含むという理解でよいか。</p> <p>(2) 「(取引データの)報告の態勢整備」とは、監督官庁への報告にとどまらず、顧客からの照会があった際に約定レートやその際のスリッページの状況を正しく顧客に説明する態勢も含むという理解でよいか(実際、相場急変時の約定レートが異常であった際に、約定時刻前後のオファー・ビッドの状況の説明を求めても、開示を拒否する業者が存在する)。</p> <p>(3) 約定レートや約定時のスリッページの状況についての照会に応じない、あるいは約定ができない場合の取引画面における顧客説明が十分でない業者に対して、監督官庁としてどのような対応を想定されているか。</p>	<p>金融商品取引業者等は、特定通貨関連店頭デリバティブ取引について、その所属する金融商品取引業協会の定めるところにより、保存・報告を求められることとなり(金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第21号の7及び第21号の8)、具体的な保存・報告項目については、金融商品取引業協会の規則において定められます。</p> <p>金商法上、金融商品取引業者等は、(1)顧客に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行すること(金融商品取引法第36条第1項)、(2)顧客の取引時に表示した価格又は価格に相当する事項について、提示を要求した顧客に提示すること(金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第21号)が求められていることから、こうした規定に則って対応する必要があります。</p> <p>(3) また、金融商品取引業者等の説明態勢・業務執行態勢に関し、日常の監督事務等を通じて投資者保護上の問題が認められた場合には、必要な対応を行います。</p>

金融商品取引業協会(協会)では、昨年6月に公表された「店頭 FX 業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会」報告書の趣旨を踏まえ、金融商品取引業等に関する内閣府令第123条1項21号の7の規定に基づき、自主規制機関として取引データの保存・報告体制及びそのシステムを整備する必要があると認識している。

協会では、米国における FX 取引データの報告制度を参考とするため、昨年10月に、当該制度の運営主体である全米先物協会(NFA)を視察するなど必要な情報収集を行うとともに、関係者と連携して調査・検討を進めているところ。

今後、取引データの保存・報告システムの構築と自主規制規則の策定に向け、より具体的な検討に移っていくこととなるが、関係者からの次のような指摘を踏まえると、当該規制を円滑に導入するためには、関係者における十分なシステム対応期間としてパブコメ案公表から2年程度を要すると見込まれることから、適用時期を令和3年4月とすることが適当である。

2

- ・ 当該規制の適用対象となる店頭 FX 業者は52社あり、これらの業者のビジネスモデルはそれぞれ異なっていることから、保存・報告項目の詳細等を慎重に検討する必要があること

- ・ 店頭 FX 業者の約定データは通常1日あたり300～500万件程度(相場急変時には1000万件超)の膨大なデータ量となることから、データ処理等の要件についても十分な検討する必要があること

- ・ 協会において、上記の要件を満たすシステムを整備するには、米国の全米先物協会の事例やシステムベンダー等の意見を踏まえると、少なくとも2年程度の期間を要すると見込まれること(①仕様書作成:約3カ月、②業者選定:約3カ月、③①及び②の作業と並行して自主規制規則の策定、④要件定義:約3カ月、⑤基本設計・詳細設計:約3カ月、⑥開発:約6カ月(単体テスト、結合テスト、総合試験を含む)、⑦受け入れテスト(UAT):約6カ月)

- ・ 上記に加え、店頭 FX 業者では、自社の取

ご意見を踏まえ、金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第21号の7及び第21号の8の規定について、適用時期を令和3年4月1日とします。

	<p>引システムの改修やデータ格納領域の拡張などシステム上の対応を行う必要があり、当該規制に対応するための体制整備に相当の時間を要すること</p>	
--	---	--